

## 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の検討にあたり、他自治体における観光客等に負担を求めている財源確保策の現状について、調査したものを。

### 1 他団体での財源確保策

- (1) 法定税の超過課税
- (2) 法定外税（目的税・普通税）
- (3) その他（協力金、寄付金など）

#### 【参考1】 地方税法における税目一覧（市町村税）

		普通税	目的税
		収入の用途を特定せず、一般の経費に充てるために課される税	収入の用途を特定し、特定の経費に充てるために課される税
法定 税	地方税法上、市町村が「課するものとする」と規定されている税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税など	入湯税 事業所税
	地方税法上、市町村が「課することができる」と規定されている税	—	都市計画税 国民健康保険税など
	地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課す税	別荘等所有税 歴史と文化の環境税など	宿泊税 遊漁税 環境協力税など

※地方税の体系と市町村税の概要等は、参考資料1のとおり。

#### 【参考2】 課税自主権

市町村が、地方税の税目や税率設定などを自主的に決定し、課税すること。

①税率設定に係る課税自主権	超過課税等	標準税率(通常よるべき税率)が定められている税目について、その税率と異なる税率を、市町村の条例によって設定できる。一部税目には上限となる「制限税率」が法定されている。
②税目に係る課税自主権	法定外税	地方税法で定められている税目(法定税)以外に、市町村の条例によって税目を新設できるもの。法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。

## 2 他団体の実施事例一覧

区分	名称（行為の内容）	実施団体	実施時期	H29決算額
法定税 (超過課税)	入湯税（入湯）	三重県桑名市 (旧長島町)	平成22年4月1日 (昭和53年度)	1,188万円
		岡山県美作市	平成17年4月1日	1,059万円
		北海道釧路市	平成27年4月1日	4,635万円
		大阪府箕面市	平成28年6月1日	1,124万円
		北海道上川町	平成30年4月1日	—
		大分県別府市	平成31年4月1日	—
法定外税 (目的税)	宿泊税（宿泊）	東京都	平成14年10月1日	23億6,100万円
		大阪府	平成29年1月1日	7億7,100万円
		京都府京都市	平成30年10月1日	45億6,000万円(見込)
		石川県金沢市	平成31年4月1日	7億2,000万円(見込)
		北海道倶知安町	令和元年11月1日	3億8,000万円(見込)
	遊漁税（遊漁）	山梨県富士河口湖町	平成13年7月1日	835万円
	乗鞍環境保全税 (駐車場への進入)	岐阜県	平成15年4月1日	1,225万円
	環境協力税等 (村への入域)	沖縄県伊是名村	平成17年4月25日	424万円
		沖縄県伊平屋村	平成20年7月1日	339万円
		沖縄県渡嘉敷村	平成23年4月1日	1,374万円
沖縄県座間味村		平成30年4月1日	1,000万円(見込)	
法定外税 (普通税)	別荘等利用税 (別荘等の所有)	静岡県熱海市	昭和51年4月1日	5億2,421万円
	歴史と文化の環境税 (駐車)	福岡県太宰府市	平成15年5月23日	8,700万円
協力金等	富士山保全協力金	山梨県	平成26年7月1日	9,672万円
		静岡県	平成26年7月10日	5,205万円
	屋久島山岳部環境保全協力金	鹿児島県屋久島町	平成29年3月1日	6,540万円
	入域（入島）料	沖縄県竹富町	令和元年9月1日	—
	有料公衆トイレ	東京都世田谷区	平成18年10月	約900万円
寄付金	企業版ふるさと納税	福島県いわき市	平成29～令和元年度	500万円

※各事例の詳細は、参考資料2のとおり。

### 3 市町村の自主財源について

地方自治法等で定められている市町村の自主財源には、次のようなものがある。

種 類	内 容	根拠	備 考
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課徴収するもの。	地方自治法 第 223 条	【主な例】 ・入湯税超過課税 ・宿泊税、環境協力税等
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益をうけるものから、その受益の限度において徴収するもの。	地方自治法 第 224 条	【主な例】 ・土地改良事業分担金
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	・地方財政法 第 27 条 ・各個別法 (①のみ)	【主な例】 ・下水道受益者負担金 (都市計画法第 75 条)
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	地方自治法 第 225 条	【主な例】 ・町営温泉施設使用料 ・有料公衆トイレ
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を賄うため又は報償として徴収するもの	地方自治法 第 227 条	【主な例】 ・住民票の発行手数料
寄付金	市町村が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの	—	【主な例】 ・富士山保全協力金 ・企業版ふるさと納税



※この他、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入がある。

- ・市町村の自主財源には、地方税や寄付金以外に分担金、負担金、使用料及び手数料などがあるが、これらを実施する場合、明確な受益と負担の対応関係が必要となる。
- ・観光まちづくりの充実・維持に係る施策は、様々な内容が想定され、個々にその関連付けを考えるのは困難であり、これらは検討対象にはならないと考えられる。